

令和4年3月25日  
天草信用金庫  
理事長 田中豊浩

各位

不祥事件の発生について

この度、当金庫におきまして、誠に遺憾ながら元職員による不祥事件が下記のとおり判明しました。

社会的・公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関として、このような事態を招きましたことについて役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客様をはじめ、日頃から当金庫をご愛顧いただいておりますお客さま、会員の皆さま、並びに地域の皆さまに多大なご迷惑とご心配をお掛けしました事を、心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

事故者	当金庫元職員（男性 27 歳・渉外担当）
発生店舗	苓北支店
発生期間	① 定期積金着服・流用等 : 令和3年9月7日～4年2月3日 ② カードローンの名義借り : 令和2年3月31日～4年2月3日
事故金額	① 定期積金着服・流用等 : 1,986,017 円（35 顧客） ② カードローンの名義借り : 3,500,000 円（親族 1 先、知人 3 先）
事故の内容	① 元職員が苓北支店在任中、定期積金の掛込金を着服し、一時流用等を繰り返していたことが発覚しました。また、定期積金掛け込み金の一時流用等の発覚を恐れ満期解約金の立替えも発覚しました。 ② 元職員は親族等の同意を得て親族等名義のカードローンを借用していたことも判明しました。 上記で得た資金については、遊興費や自身の借入金返済、着服先の定期積金掛金への補てんに利用しておりました。
発覚日	令和4年2月3日
発覚の経緯	令和4年1月31日に事故者から定期積金の不適切な入金処理を行ったとの申出を受け、調査した結果、2月3日に着服を認めたものです。
実質被害金額	実質被害金額はございません。 事故者及び関係者から弁済されています。

2. 被害に遭われたお客様への対応

被害に遭われたお客様に対して、現時点での判明している事実関係を説明のうえ、謝罪するとともに、被害金額については精査のうえ残高の修正を行う旨ご報告してご了承を頂いております。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、法令に基づき監督官庁に届出を行うとともに、所轄警察署にも報告・相談しております。

4. 人事処分

元職員につきましては、令和4年3月18日付けで懲戒解雇処分としました。

また、関係役職員についても、責任の所在を明確にした上で、厳正な処分を行ってまいります。

5. 今後の対応

このたびの不祥事件を厳粛に受止め、実効性ある再発防止策を講じるとともに、役職員のコンプライアンス意識の徹底と内部管理態勢の強化を図り、お客さまをはじめ関係各位からの信用、信頼の回復に向けて全役職員一丸となって取り組んでまいります。

6. 本件に関するお問い合わせ先

天草信用金庫 総務部 TEL0969-24-1177

受付時間 午前9時～午後5時まで（土日祝日は除きます）

以上